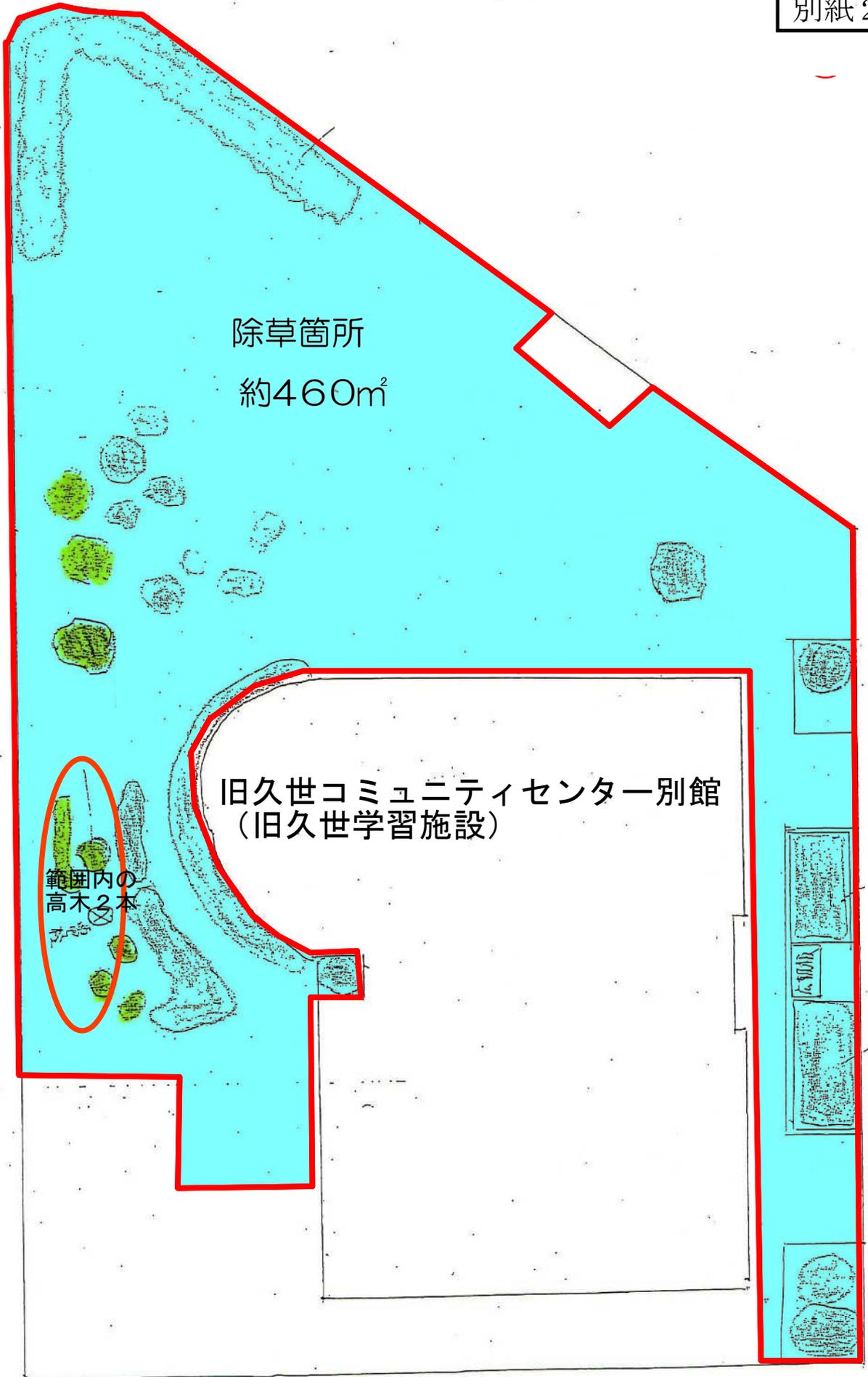


仕様書

件名	除草作業（旧久世コミュニティセンター別館（旧久世学習施設））
場所	旧久世コミュニティセンター別館（旧久世学習施設） （京都市南区久世大築町40番地）※ 別紙1のとおり
剪定期	契約日から令和7年1月31日まで
内容	<p><作業内容></p> <p>1 作業内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 樹木の剪定及び除草作業・ 残枝、残葉の処理（敷地東側歩道を含む）及び周辺清掃 <p>※ 敷地内及び周縁部に放置されたごみの除去・処分については、別途運搬・処分費用が発生しない範囲において、含むものとする。</p> <p>2 除草・剪定対象</p> <ul style="list-style-type: none">・ 別紙2「除草範囲」内にある高木の剪定 2本程度・ 除草（約460㎡）及び残枝、残葉の処理（敷地東側歩道を含む） （別紙2「除草範囲」参照） <p>※ 敷地周縁部（東側歩道等）に自生している雑草の除去を含む。</p> <p><その他留意事項></p> <ul style="list-style-type: none">・ 実施時期については、12月下旬から令和7年1月中とすること。・ 実施時期等については、共生社会推進室と十分に協議のうえ決定し、速やかに実施予定日を連絡すること。・ 作業時間は、午前9時から午後5時までとし、昼は、正午から午後1時までは必ず休むこと。また、土曜日・日曜日・祝日は作業を行わないこと。・ 周辺には住宅や保育所等の施設があるため、十分安全に配慮しながら作業を行うこと。・ 作業の開始及び終了の際には共生社会推進室担当者へ連絡すること。



除草箇所
約460m²

旧久世コミュニティセンター別館
(旧久世学習施設)

範囲内の
高木2本